

< 東京都介護員養成研修事業実施要綱等平成30年10月17日付一部改正における主な改正点 >

- ・生活援助従事者研修課程の追加
- ・入門的研修等修了者の免除規定を追加

< 介護職員初任者研修課程と生活援助従事者研修課程の主な比較 >

項目	介護職員初任者研修課程 (下線部は今回改正があった事項)	生活援助従事者研修課程																																												
目的	介護に携わる者が業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにする。	生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得する。																																												
対象者	訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者	生活援助中心型のサービスに従事しようとする者																																												
履修期間	8か月以内	4か月以内																																												
研修方法	講義と演習を一体的に実施	同左																																												
研修科目及び研修時間数 ※詳細は資料2-2参照	<table border="1"> <tr><td>1. 職務の理解</td><td>6時間</td></tr> <tr><td>2. 介護における尊厳の保持・自立支援</td><td>9時間</td></tr> <tr><td>3. 介護の基本</td><td>6時間</td></tr> <tr><td>4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携</td><td>9時間</td></tr> <tr><td>5. 介護におけるコミュニケーション技術</td><td>6時間</td></tr> <tr><td>6. 老化の理解</td><td>6時間</td></tr> <tr><td>7. 認知症の理解</td><td>6時間</td></tr> <tr><td>8. 障害の理解</td><td>3時間</td></tr> <tr><td>9. こころとからだのしくみと生活支援技術</td><td>75時間</td></tr> <tr><td>10. 振り返り</td><td>4時間</td></tr> <tr><td>合計</td><td>130時間</td></tr> </table>	1. 職務の理解	6時間	2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間	3. 介護の基本	6時間	4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9時間	5. 介護におけるコミュニケーション技術	6時間	6. 老化の理解	6時間	7. 認知症の理解	6時間	8. 障害の理解	3時間	9. こころとからだのしくみと生活支援技術	75時間	10. 振り返り	4時間	合計	130時間	<table border="1"> <tr><td>1. 職務の理解</td><td>2時間</td></tr> <tr><td>2. 介護における尊厳の保持・自立支援</td><td>6時間</td></tr> <tr><td>3. 介護の基本</td><td>4時間</td></tr> <tr><td>4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携</td><td>3時間</td></tr> <tr><td>5. 介護におけるコミュニケーション技術</td><td>6時間</td></tr> <tr><td>6. 老化の理解</td><td>6時間</td></tr> <tr><td>7. 認知症の理解</td><td>3時間</td></tr> <tr><td>8. 障害の理解</td><td>3時間</td></tr> <tr><td>9. こころとからだのしくみと生活支援技術</td><td>24時間</td></tr> <tr><td>10. 振り返り</td><td>2時間</td></tr> <tr><td>合計</td><td>59時間</td></tr> </table>	1. 職務の理解	2時間	2. 介護における尊厳の保持・自立支援	6時間	3. 介護の基本	4時間	4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3時間	5. 介護におけるコミュニケーション技術	6時間	6. 老化の理解	6時間	7. 認知症の理解	3時間	8. 障害の理解	3時間	9. こころとからだのしくみと生活支援技術	24時間	10. 振り返り	2時間	合計	59時間
1. 職務の理解	6時間																																													
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間																																													
3. 介護の基本	6時間																																													
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9時間																																													
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6時間																																													
6. 老化の理解	6時間																																													
7. 認知症の理解	6時間																																													
8. 障害の理解	3時間																																													
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	75時間																																													
10. 振り返り	4時間																																													
合計	130時間																																													
1. 職務の理解	2時間																																													
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	6時間																																													
3. 介護の基本	4時間																																													
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3時間																																													
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6時間																																													
6. 老化の理解	6時間																																													
7. 認知症の理解	3時間																																													
8. 障害の理解	3時間																																													
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	24時間																																													
10. 振り返り	2時間																																													
合計	59時間																																													
項目の免除	あり(平成30年度改正により免除規定の追加あり。)	あり																																												
実習	任意による(最大12時間) 実施する場合は1時間以上の実習オリエンテーションの実施が必須。	「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」において移動・移乗に関連した実習2時間実施が必須。 ほか、任意による実施も可能(最大3時間)。 実習オリエンテーション0.5時間以上実施が必須。																																												
通信学習	上限時間 最大40.5時間	上限時間 最大29時間																																												
定員	40人以内	同左																																												
1人の講師が担当できる科目数	6科目以内	同左																																												
講師数の例外	「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」中、(6)～(11)及び(13)～(14)の科目については、定員に応じ主講師1人に加え補助講師1人～2人を配置。	主講師1人で可。補助講師の配置は任意による。																																												
修了認定(筆記試験)	必須(1時間以上)	必須(0.5時間以上)																																												
備品	介護用ベッド、車椅子、ポータブルトイレ、浴槽(うち、浴槽以外は受講者数に応じて必要数の規定あり。)	事業者において、初任者研修を参考とし、必要な備品・教材を適宜用意。																																												
事業者指定	・過去3年以内に他の研修課程及び形式を含む一切の研修事業等に関し、都又は他道府県等で指定の取消処分等を受けていないこと等。 ・通信形式の研修は、都内に本部等主たる事業所を有し、かつ都内で面接指導(スクーリング)を行う場合に限り指定する。	同左																																												
研修事業指定	他の研修課程及び形式を含む一切の研修事業に関し、法令等違反による文書指導期間中は申請することができない。	同左																																												
申請時期	募集開始の2か月前	同左																																												
情報の公表	教育体制、教育内容、実績情報等の情報項目をホームページ上などで公表	同左																																												
本人確認	事業者は受講申込受付時または初回の講義時等に本人確認を実施	同左																																												